

富山県立大学学則（変更予定なし）

平成27年4月1日制定

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条の2）
- 第2章 運営組織（第8条—第17条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第18条—第20条）
- 第4章 入学（第21条—第29条）
- 第5章 授業科目、履修方法及び課程修了認定（第30条—第39条）
- 第6章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍（第40条—第46条）
- 第7章 卒業、学位及び資格（第47条—第51条）
- 第8章 授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（第52条—第53条）
- 第9章 附属施設等（第54条—第60条）
- 第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生（第61条—第67条）
- 第11章 賞罰（第68条—第69条）
- 第12章 受託研究及び共同研究（第70条）
- 第13章 公開講座（第71条）
- 第14章 補則（第72条）

第1章 総則

（目的）

第1条 富山県立大学（以下「本学」という。）は、広く知識、技術を授け、高度な専門の学芸を深く教授研究するとともに、多様な個性の開発を促し、人間性豊かな、創造力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成し、併せて、学術と生活、文化、産業、保健、医療等との有機的連携を進め、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。

（学部及び学科）

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

工 学 部 機械システム工学科
 電気電子工学科
 環境・社会基盤工学科
 生 物 工 学 科

	医 薬 品 工 学 科
情報工学部	データサイエンス学科
	情報システム工学科
	知能ロボット工学科
看護学部	看 護 学 科

(学科の目的)

第4条 前条の各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学科

ものづくり技術の基本となる専門分野とともに、環境に配慮した安全な社会の構築に役立つ新しい科学技術に関する教育研究を行い、基礎的な専門知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(2) 電気電子工学科

持続可能で豊かな社会を支える電気電子工学に関連する教育研究を推進し、電気電子工学分野の基礎と実践的応用力を備え、高度な技術開発を通じて、地域に貢献し国内外で活躍できる人材を育成すること。

(3) 環境・社会基盤工学科

循環型社会の構築、自然との共生及び地球環境の保全に関する教育研究を行い、地域から地球規模までの環境問題に広い視野で解決策を提案できる知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(4) 生物工学科

微生物、生化学、有機化学、植物、食品及び生物情報に関する教育研究を行い、環境にやさしいグリーンバイオテクノロジーの研究及び開発に携わるために必要な基礎的な知識及び技術を備えた人材を養成すること。

(5) 医薬品工学科

富山県の主要産業である医薬品関連分野の基礎を幅広く教育するとともに、工学の観点から、医薬品の研究・開発・製造に関わる教育研究を行い、優れた医薬品をつくるために必要な基礎的な知識と技術を備えた人材を育成すること。

(6) データサイエンス学科

データサイエンスの専門知識を教育するとともに、その応用技術の創出や社会課題解決の研究を推進することで、ICT技術を利用したデータの取得とその数理的な分析・推論により課題解決を実践でき、新たな価値を他者との協働で創造できる人材を育成すること。

(7) 情報システム工学科

社会動向を把握し、仮想と現実世界から得られるデータを活用する情報基盤技術の専門性を身につけ、広範に利用される情報システムを創造し、多様な人と連携して社会課題を解決できる、創造性、協調性、積極性を有する人材を育成すること。

(8) 知能ロボット工学科

知能を持つロボットの創生とその礎となる情報工学並びに機械工学及び電子

工学を教育研究し、解決が困難な科学技術課題に革新的な解決方法を見出せる、幅広い視野と豊かな想像力及び実践力を兼ね備えた人材を育成すること。

(9) 看護学科

看護学の専門知識・技術に関する教育研究を行い、人に対する深い理解や倫理観を持って、多職種と協働しながら、地域医療に貢献できる人材を養成すること。

(学生定員)

第5条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
工 学 部	機械システム工学科	60人	240人
工 学 部	電気電子工学科	45人	180人
工 学 部	環境・社会基盤工学科	55人	220人
工 学 部	生 物 工 学 科	40人	160人
工 学 部	医 薬 品 工 学 科	35人	140人
情報工学部	データサイエンス学科	40人	160人
情報工学部	情報システム工学科	60人	240人
情報工学部	知能ロボット工学科	60人	240人
看護学部	看護学 科	120人	480人

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第26条から第28条までの規定により入学した学生又は第42条第1項の規定により転学科した学生は、それぞれ第29条又は第42条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

(大学院)

第7条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、富山県立大学大学院学則に定める。

(看護学専攻科)

第7条の2 本学に看護学専攻科を置く。

- 2 看護学専攻科に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、学長が別に定める。

第2章 運営組織

(職員)

第8条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 3 本学に第1項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長その他必要な職員を

置くことができる。

(学部長等)

第9条 本学の学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。

3 本学の工学部に、全学の教養教育を担当する教養教育センターを置き、教養教育センター長は、工学部の教授をもって充てる。

4 教養教育センター長は、教養教育に関する校務をつかさどる。

(附属施設の長)

第10条 第54条から第57条及び第59条までに定める附属施設に施設の長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 第58条に定める附属施設に施設の長を置く。

(学生部長及び入試・学生募集部長)

第11条 本学に学生の厚生補導に関する事務を処理するため、学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 本学に入学者の選抜及び学生の募集に関する事務を処理するため入試・学生募集部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(事務局)

第12条 本学に事務局を置き、事務局長は、事務職員をもって充てる。

(名誉教授)

第13条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(客員教授等)

第14条 本学に客員教授又は客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教育研究審議会)

第15条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長を置く場合は、副学長

(3) 学部長

(4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、学長が指名する職員

3 教育研究審議会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(戦略企画会議)

第15条の2 本学に、戦略企画会議を置くことができる。

2 戦略企画会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教授会)

第16条 本学の学部、に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部の専任の教授をもって組織するものとする。
- 3 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を各教授会の組織に、当該学部の専任の准教授及び講師を当該教授会の組織にそれぞれ加えることができる。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(委員会等)

第17条 本学に、特定の事項を審議するため、必要に応じて本部又は委員会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 委員会等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第19条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、学年の初めに学長が定める。

第4章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第22条 本学に入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、学長が別に定める入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続き)

第23条 入学志願者は、入学志願書に入学考査料及び学長が別に定める書類を添えて、指定の期日までに、学長に提出しなければならない。この場合において、学資の支弁が困難で入学考査料の猶予を理事長に願い出た者は、入学考査料を納付したものとみなす。

(合格者の決定)

第24条 入学志願者に対しては、学力検査、出身学校長の調査結果等による選抜を行い、学長が合格者を決定する。

- 2 入学志願者のうち、推薦入学者及び外国人留学生については、前項の規定にかかわらず、学長が別に定める方法により選考することができるものとする。

(入学手続き及び入学許可)

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。この場合において、学資の支弁が困難で入学料の減免又は徴収の猶予を理事長に願い出た者は、入学手続きを完了したものとみなす。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学の工学部への入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教員養成所を卒業した者

(再入学)

第27条 第44条の規定により、退学を許可された者で、同一学部同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、当該学部教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第28条 他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、当該学部教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第29条 前3条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

第5章 授業科目、履修方法及び課程修了認定

(授業科目)

第30条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 本学において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 各授業科目の授業時間数、履修方法等は、学長が別に定める。

(履修科目の申請)

第31条 学生は、毎学期始めの指定された期間に、当該学期において履修する授業科目を所属学部長に申請して承認を受けなければならない。

2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。

3 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長の許可を得なければならない。

(履修科目の申請の上限)

第32条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 前項の授業科目の履修申請の上限に関する事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第33条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、年35週を原則として行う。

2 授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義及び演習については、30時間の授業をもって1.5単位とする。
- (4) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第34条 所定の授業科目を履修した者の当該科目修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した者には、単位を与えるものとする。

(試験)

第35条 試験は年2回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

- 2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。
- 3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。
- 4 試験の成績は、次表のとおりとする。なお、同表中の左欄に掲げる不可は、不合格とする。

成績	基準	点数
S	到達目標を特に優秀な水準で達成できている	100点以下90点以上
A	到達目標を優秀な水準で達成できている	90点未満80点以上
B	到達目標を良好な水準で達成できている	80点未満70点以上
C	到達目標を最低限の水準で達成できている	70点未満60点以上
不可	到達目標を達成できていない	60点未満

(他大学等における授業科目の履修等)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 学長は、前項の規定により修得した単位については、工学部及び情報工学部は60単位、看護学部は48単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、第43条の規定により留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位については、学長が前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により修得した単位数と合わせて工学部及び情報工学部は60単位、看護学部は48単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前既修得単位等の認定)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第61条第2項の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、学長が第36条第1項(同条第3項において準用する場合も含む。)及び前条第1項の規定により修得し、又は与えることのできる単位数と合わせて工学部及び情報工学部は60単位、看護学部は48単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学院における授業科目の履修等)

第39条 学生は、別に定めるところにより本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、卒業の要件となる単位数に算入することができない。

第6章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学することができない学生は、許可を受けて休学することができる。なお、疾病による休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、なお引き続き1年以内の休学期間の延長を願い出ることができる。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間中にその理由が消滅したときは、届け出て復学することができる。

5 休学期間は、第6条第2項に規定する在学年限及び第47条に規定する在学期間に算入しない。

(転学)

第41条 他大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、その事由を付し、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第42条 本学の工学部又は情報工学部の学生が転学科(当該学生が所属する学部以外への転学科も含む。ただし、工学部又は情報工学部の学科に限る。)を希望する場合には、欠員の状況等により選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

2 前項の規定により転学科を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

(留学)

第43条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第6条第1項に定める修業年限及び第47条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第44条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生は、保証人が連署した書面により学長に願い出なければならない。

2 退学後2年以内にその理由が解消したときは、学長の許可を受けて再入学することができる。

第45条 学長は、長期にわたる欠席又は疾病その他の理由によって修学することができないと認められる者及び成業の見込みがないと認められる者に休学又は退学を命ずることができる。

(除籍)

第46条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第40条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学することができない者
- (3) 第53条の規定により出席停止を命ぜられ、督促してもなお授業料又は入学金を納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第7章 卒業、学位及び資格

(卒業の要件)

第47条 本学を卒業するためには、4年以上（編入学又は転入学した学生については学長が別に定める期間）在学し、別表第2の学部及び学科の区分に応じて、同表に定める単位数以上を修得しなければならない。

第48条 前条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の意見を聴き、学長が、卒業を認定する。

(学士の学位の授与)

第49条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学位記を交付し、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学部	学位
工学部	学士（工学）
情報工学部（データサイエンス学科）	学士（データサイエンス）
情報工学部（情報システム工学科、知能ロボット工学科）	学士（工学）
看護学部	学士（看護学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学位の名称)

第50条 前条の規定により学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(資格)

第51条 看護学部看護学科において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、看護師の国家試験受験資格（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号））を取得することができる。

2 その他免許及び資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 授業料、入学料、入学検査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料

(授業料等)

第52条 授業料、入学料、入学検査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）の額及び徴収の方法は、理事長が別に定める。

2 その他授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(授業料等の未納者に対する措置)

第53条 学長は、授業料を別に定める納付期限までに納付しない学生に対し、出席停止を命じ、又は除籍することができる。

2 学長は、入学料を別に定める納付期限までに納付しない学生を、除籍することができる。

第9章 附属施設等

(附属図書館)

第54条 本学に附属施設として附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(地域連携センター)

第55条 本学に附属施設として地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(キャリアセンター)

第56条 本学に附属施設としてキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(情報基盤センター)

第57条 本学に附属施設として情報基盤センターを置く。

2 情報基盤センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(生物・医薬品工学研究センター)

第58条 本学に附属施設として生物・医薬品工学研究センターを置く。

2 生物・医薬品工学研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(DX教育研究センター)

第59条 本学に附属施設としてDX教育研究センターを置く。

2 DX教育研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(福利厚生施設)

第60条 学生の福利厚生を図るため、福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生

(研究生)

第61条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を学長は更新することができる。

(科目等履修生)

第62条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が特定の授業科目を履修したときは、第34条及び第35条に基づき、当該科目の単位を与えることができる。

3 科目等履修生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

4 科目等履修生は、学年又は学期ごとに許可する。

(特別聴講学生)

第63条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研修員)

第64条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として受け入れることができる。

2 研修員の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(県民開放授業受講生)

第65条 本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、県民開放授業受講生として受講を許可する。

- 2 県民開放授業受講生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 県民開放授業受講生は、学年又は学期ごとに許可する。

(外国人留学生)

第66条 外国人で本学に留学を志願する者があるときは、学長が別に定める方法による選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第67条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第68条 学長は、操行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対して表彰を行うことができる。

(懲戒)

第69条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反した者又は学生の本分に反する行為をした者を懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手続は、学長が別に定める。

第12章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第70条 本学の学術研究に資するため、受託研究又は共同研究を行うことができる。

- 2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第71条 本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座については、受講者から必要な実費を講習料として徴収することができる。
- 3 公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第14章 補則

(委任)

第72条 この学則（第52条を除く。）の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の知能デザイン工学特別講義2の規定については、この限りでない。
- 3 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の海外研修科目（米国）及び海外語学研修科目の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 工学部の電子・情報工学科（以下「旧学科」という。）は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 施行日の前日に旧学科に在学していた者で施行日以後も引き続いて在学するものに係る学科、授業科目、単位数及び卒業の要件については、改正後の学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月27日理事会議決）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月27日理事会議決）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1のスタートアップ特論の規定については、この限りでない。

附 則（令和5年9月19日理事会議決）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 工学部の智能ロボット工学科及び情報システム工学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 施行日の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る学科、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月26日理事会議決）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る学科、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月27日理事会議決）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続いて在学するものに係る学科、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の海外研修科目（マレーシア）の規定については、この限りでない。

別表第1（第30条関係）

1 工学部

(1) 教養科目

	授 業 科 目		単位数
総 合 科 目	人 間	教養ゼミⅠ	1
		教養ゼミⅡ	1
		日本事情Ⅰ	2
		日本事情Ⅱ	2
	技 術 ・ 経 済	経済学Ⅰ	2
		経済学Ⅱ	2
		経済学Ⅲ	2
		科学技術と社会	2
		科学技術史	2
	社 会 ・ 法 律	社会学Ⅰ	2
		社会学Ⅱ	2
		コミュニケーションの社会学	2
		法学Ⅰ	2
		法学Ⅱ	2
		日本国憲法	2
	環 境	富山と日本海	2
		環境論Ⅰ	2
		環境論Ⅱ	2
科 目	言 語 ・ 文 化	日本語表現法	2
		コミュニケーション論	2
		文学Ⅰ	2
		文学Ⅱ	2
		比較文化学Ⅰ	2
		比較文化学Ⅱ	2
		近現代史	2
		国際関係論	2
		海外留学科目（中国）	2
		海外研修科目（米国）	1
		海外研修科目（マレーシア）	1
	精 神 ・ 身 体	健康科学演習	1
		心理学Ⅰ	2
		心理学Ⅱ	2
		心理学Ⅲ	2
		倫理学	2
		哲学	2
		健康科学Ⅰ	2
		健康科学Ⅱ	2

授 業 科 目		単位数
基礎科目 ※ 1	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	物理学Ⅰ	2
	物理学Ⅱ	2
	化学Ⅰ	2
	化学Ⅱ	2
	生物学	2
	物理学Ⅰ 演習	1
	数学演習	1
	化学実験	1
	物理実験	1
	基礎数学	1
	基礎物理学	1
基礎科目 ※ 2	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	物理学Ⅰ	2
	物理学Ⅱ	2
	化学Ⅰ	2
	化学Ⅱ	2
	生物学	2
	化学演習	1
	物理学Ⅰ 演習	1
	物理実験	1
	基礎物理学	1
	基礎化学	1
基礎科目 ※ 3	数学	2
	物理学	2
	化学Ⅰ	2
	化学Ⅱ	2
	生物学Ⅰ	2
	生物学Ⅱ	2
	生物学演習	1
	化学演習	1
	化学実験	1
	生物学実験	1
	基礎化学	1
	基礎生物学	1

授 業 科 目		単位数
外 国 語 科 目	英語基礎 1	1
	英語基礎 2	1
	英語基礎 3	1
	英語基礎 4	1
	総合英語 1	1
	総合英語 2	1
	総合英語 3	1
	総合英語 4	1
	英語特別演習 1	1
	英語特別演習 2	1
	英語特別演習 3	1
	英語特別演習 4	1
	英語資格試験対策ゼミ	1
	海外語学研修科目	1
	ドイツ語Ⅰ	1
	ドイツ語Ⅱ	1
	中国語Ⅰ	1
	中国語Ⅱ	1
	英語入門 1	1
	英語入門 2	1
	日本語Ⅰ	1
	日本語Ⅱ	1
データサイエンス リテラシー科目	データサイエンスリテラシー	2
キャリア 形成科目	キャリア形成論	1
・※1は、機械システム工学科及び電気電子工学科に適用する。 ・※2は、環境・社会基盤工学科に適用する。 ・※3は、生物工学科及び医薬品工学科に適用する。 ・日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱ、英語入門1、英語入門2、日本語Ⅰ及び日本語Ⅱの履修は、外国人留学生に限る。		

(2) 機械システム工学科

授 業 科 目			単位数	授 業 科 目			単位数
専 門 基 礎 科 目	情報環境演習 1		1	専 門	熱力学 1		2
	情報環境演習 2		1		熱力学演習		1
	工業数学 1		2		熱力学 2		2
	工業数学 2		2		伝熱工学		2
	工業力学		2		流体力学 1		2
	確率・統計		2		流体力学演習		1
	確率・統計演習		1		流体力学 2		2
	数値解析		2		流体機械		2
専 門 共 通 科 目	機械製図 1		2	専 門 科 目	材料力学 1		2
	機械製作実習		2		材料力学演習		1
	機械製図 2		2		材料力学 2		2
	トピックゼミ 1		1		構造力学		2
	トピックゼミ 2		1		機械要素 1		2
	機械システム工学実験		2		機械要素 2		2
	総合機械設計・製図		2		機構学		2
	企業経営概論		2		機械力学		2
	技術者倫理		2		機械力学演習		1
	技術英語		1		機械制御工学		2
	プレゼンテーション演習		1		生産システム工学		2
	専門ゼミ		1		設計システム工学		2
	機械システム工学特別講義		2		材料学基礎		2
	卒業研究		8		材料学演習		1
					材料強度学		2
					機械材料学		2
					溶接・鋳造工学		2
					機械・塑性加工学		2

(3) 電気電子工学科

授 業 科 目			授 業 科 目		
		単位数			単位数
専 門 基 礎 科 目	確率・統計学	2	専 門 科 目	パワーエレクトロニクス基礎	2
	線形代数 1	2		パワーエレクトロニクス応用	2
	線形代数 2	2		半導体素子工学	2
	微分方程式論	2		センサ工学	2
	ベクトル解析	2		集積回路工学	2
	複素解析・フーリエ解析	2		電子材料	2
	計測工学	2		基礎制御工学	2
				応用制御工学	2
専 門 共 通 科 目	論理回路	2		電磁気学 2	2
	電気回路 1	2		光波工学	2
	電気回路 1 演習	1		高周波電磁波工学	2
	電気回路 2	2		ネットワーク工学	2
	電子回路 1	2		通信方式	2
	電子回路 2	2		電波工学	2
	電気電子回路設計	2			
	電子物性	2			
	半導体基礎	2			
	電磁気学 1	2			
	コンピュータ基礎	2			
	プログラミング 1	2			
	プログラミング演習 1	1			
	プログラミング 2	2			
	スペクトル解析	2			
	基礎数値解析	2			
	応用数値解析	2			
	信号処理工学	2			
	電気電子工学概論	2			
	電波・電気通信法規	1			
	技術英語	1			
	技術者倫理	2			
	トピックゼミ	1			
	プレゼンテーション演習	1			
	卒業研究 1	4			
	卒業研究 2	8			
	電気電子工学実験 1	2			
	電気電子工学実験 2	2			
	電気電子工学実験 3	2			

(4) 環境・社会基盤工学科

授 業 科 目			授 業 科 目		
		単位数			単位数
専 門 基 礎 科 目	工業数学 1 及び演習	1.5	専 門 科 目	環境計量学	2
	工業数学 2 及び演習	1.5		水質工学 1	2
	工業数学 3 及び演習	1.5		水質工学 2	2
	環境工学概論	2		環境質評価学	2
	社会基盤工学概論	2		環境工学実験	1
	環境水質学 1	2		水圏生物学	2
	環境水質学 2	2		水圏生物実験	1
	環境水質実験 1	1		資源循環工学	2
	環境水質実験 2	1		資源循環工学実験実習	1
	環境基礎生物学	2		物質循環解析	2
	環境微生物学	2		物質循環解析演習	1
	環境物理化学及び演習	1.5		環境化学工学	2
	水理学 1	2		大気環境管理	2
	水理学 2	2		環境修復工学	2
	構造力学 1	2		環境リスク工学	2
	構造力学 2	2		環境エネルギー論	2
	土質力学	2		環境マネジメント	2
	測量学	2		環境政策論	2
	地理情報システム	2		地球温暖化論	2
	測量実習	1		河川沿岸工学	2
	環境DSプログラミング	2		国土空間計画	2
専 門 共 通 科 目	技術英語	1	目	水文気象学	2
	企業経営概論	2		水理実験	1
	トピックゼミ 1	1		地理空間情報学	2
	トピックゼミ 2	1		空間情報処理実習	1
	プレゼンテーション演習	1		環境材料学	2
	専門ゼミ	1		環境材料実験	1
	技術者倫理	2		地盤防災工学	2
	卒業研究	8		構造設計学及び演習	1.5
				社会基盤メンテナンス工学	2
				土木施工管理	2

(5) 生物工学科

授 業 科 目			単位数
専 門 基 礎 科 目	有機化学 1		2
	生化学 1		2
	分子生物学 1		2
	情報環境演習 1		1
	情報環境演習 2		1
専 門 共 通 科 目	生命科学史		2
	有機化学 2		2
	生物物理化学		2
	機器分析化学 1		2
	生化学 2		2
	バイオインフォマティクス概論		2
	微生物学 1		2
	微生物学 2		2
	植物工学 1		2
	植物工学 2		2
	食品化学概論		2
	細胞工学		2
	トピックゼミ		1
	プレゼンテーション演習		1
	技術者倫理		2
	技術英語		1
	生物工学基礎実験		1
	有機化学実験 1		1
	有機化学実験 2		1
	微生物学実験		1
	分子生物学・生化学実験 1		1
	分子生物学・生化学実験 2		1
	分子生物学・生化学実験 3		1
	分子生物学・生化学実験 4		1
	卒業研究 1		4
	卒業研究 2		8
授 業 科 目			単位数
専 門 科 目	有機化学 3		2
	有機化学演習		1
	天然物有機化学		2
	グリーンケミストリー		2
	生体高分子化学		2
	酵素有機化学		2
	機器分析化学 2		2
	機器分析化学 3		2
	生化学 3		2
	生化学演習		1
	生体構造論特別講義		2
	蛋白質工学		2
	分子生物学 2		2
	分子生物学演習		1
	バイオインフォマティクス		2
	ゲノム工学		2
	応用微生物学		2
	植物資源利用学		2
	植物代謝工学		2
	栄養化学		2
	食品生理学		2

(6) 医薬品工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	有機化学 1	2	専 門 科 目	医薬有機化学	2
	生化学 1	2		天然物有機化学	2
	分子生物学 1	2		分析化学 2	2
	情報環境演習 1	1		物理化学	2
	情報環境演習 2	1		物理化学演習	1
専 門 共 通 科 目	生命科学史	2		医薬品プロセス化学	2
	有機化学 2	2		医薬品材料工学	2
	有機化学演習	1		製剤工学	2
	分析化学 1	2		薬物送達学	2
	生物物理化学	2		生化学 3	2
	基礎高分子化学	2		生化学演習	1
	生化学 2	2		生体分子化学	2
	バイオインフォマティクス概論	2		バイオインフォマティクス	2
	微生物学	2		バイオインフォマティクス演習	1
	病原微生物学	2		ゲノム創薬	2
	薬物概論	2		生体構造論特別講義	2
	薬理学 1	2		免疫学	2
	細胞生物学	2		バイオ医薬工学	2
	生理学	2		薬理学 2	2
	トピックゼミ	1		薬物動態学	2
	プレゼンテーション演習	1		動物細胞工学	2
	技術者倫理	2		再生医療工学	2
	技術英語	1		薬事関連法規	2
	医薬品工学実験 1	1			
	医薬品工学実験 2	1			
	医薬品工学実験 3	1			
	医薬品工学実験 4	1			
	医薬品工学実験 5	1			
	医薬品工学実験 6	1			
	卒業研究 1	4			
	卒業研究 2	8			

2 情報工学部
(1) 教養科目

授 業 科 目			単位数
総 合 科 目	人 間	教養ゼミⅠ	1
		教養ゼミⅡ	1
		日本事情Ⅰ	2
		日本事情Ⅱ	2
	技 術 ・ 経 済	経済学Ⅰ	2
		経済学Ⅱ	2
		経済学Ⅲ	2
		科学技術と社会	2
		科学技術史	2
	社 会 ・ 法 律	社会学Ⅰ	2
		社会学Ⅱ	2
		コミュニケーションの社会学	2
		法学Ⅰ	2
		法学Ⅱ	2
		日本国憲法	2
	環 境	富山と日本海	2
		環境論Ⅰ	2
		環境論Ⅱ	2
	言 語 ・ 文 化	日本語表現法	2
		コミュニケーション論	2
		文学Ⅰ	2
		文学Ⅱ	2
		比較文化学Ⅰ	2
		比較文化学Ⅱ	2
		近現代史	2
		国際関係論	2
		海外留学科目（中国）	2
		海外研修科目（米国）	1
		海外研修科目（マレーシア）	1
	精 神 ・ 身 体	健康科学演習	1
		心理学Ⅰ	2
		心理学Ⅱ	2
		心理学Ⅲ	2
		倫理学	2
		哲学	2
		健康科学Ⅰ	2
		健康科学Ⅱ	2

授 業 科 目		単位数
基礎科目 ※ 1	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	物理学Ⅰ	2
	物理学Ⅱ	2
	化学Ⅰ	2
	化学Ⅱ	2
	生物学	2
	物理学Ⅰ 演習	1
	数理演習	1
	情報系物理実験	1
	基礎数学	1
	基礎物理学	1
基礎科目 ※ 2	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	物理学Ⅰ	2
	物理学Ⅱ	2
	化学Ⅰ	2
	化学Ⅱ	2
	生物学	2
	数学演習	1
	物理学Ⅰ 演習	1
	物理実験	1
	化学実験	1
	基礎数学	1
	基礎物理学	1

授 業 科 目		単位数
外 国 語 科 目	英語基礎 1	1
	英語基礎 2	1
	英語基礎 3	1
	英語基礎 4	1
	総合英語 1	1
	総合英語 2	1
	総合英語 3	1
	総合英語 4	1
	英語特別演習 1	1
	英語特別演習 2	1
	英語特別演習 3	1
	英語特別演習 4	1
	英語資格試験対策ゼミ	1
	海外語学研修科目	1
	ドイツ語Ⅰ	1
	ドイツ語Ⅱ	1
	中国語Ⅰ	1
	中国語Ⅱ	1
	英語入門 1	1
	英語入門 2	1
	日本語Ⅰ	1
	日本語Ⅱ	1
データサイエンス リテラシー科目	データサイエンスリテラシー	2
キャリア 形成科目	キャリア形成と技術者倫理	2
・※1は、データサイエンス学科及び情報システム工学科に適用する。 ・※2は、知能ロボット工学科に適用する。 ・日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱ、英語入門1、英語入門2、日本語Ⅰ及び日本語Ⅱの履修は、外国人留学生に限る。		

(2) データサイエンス学科

授 業 科 目			単位数	授 業 科 目			単位数
専 門 基 礎 科 目	線形代数 1		2	専 門 科 目	経営工学		2
	線形代数 2		2		オペレーションズ・リサーチ		2
	確率統計学 1		2		金融工学		2
	確率統計学 2		2		セキュリティとプライバシー		2
	情報数学		2		社会科学特論		2
	微分方程式論		2		データマイニング応用		2
	フーリエ解析学		2		機械学習基礎		2
					機械学習応用		2
専 門 共 通 科 目	データサイエンス概論		2		データベース論		2
	コンピュータハードウェア		2		ビッグデータシステム		2
	プログラミング 1		2		ビッグデータプログラミング		2
	プログラミング演習 1		1		ビッグデータプログラミング演習		1
	データマイニング基礎		2		ヒューマンコンピュータインタラクション		2
	人工知能概論		2		脳情報学		2
	データ分析概論		2		感性工学		2
	コンピュータソフトウェア		2		電気回路		2
	プログラミング 2		2		計測工学		2
	プログラミング演習 2		1		システム制御工学		2
	ソフトウェア工学		2				
	アルゴリズムとデータ構造		2				
	コンピュータネットワーク		2				
	データサイエンス特別講義		2				
	情報工学特別講義		2				
	デザイン思考		1				
	実践デザイン思考		1				
	データサイエンス実験 1		2				
	データサイエンス実験 2		2				
	技術英語		1				
	卒業研究 1		4				
	卒業研究 2		8				

(3) 情報システム工学科

授 業 科 目			単位数	授 業 科 目			単位数
専 門 基 礎 科 目	線形代数 1		2	専 門 科 目	データマイニング基礎		2
	線形代数 2		2		データベース論		2
	情報数学 1		2		ビッグデータシステム		2
	情報数学 2		2		プログラミング 3		2
	確率・統計学		2		プログラミング演習 3		1
	複素解析学		2		アルゴリズムとデータ構造		2
	微分方程式論		2		情報理論		2
	フーリエ解析学		2		ディジタル信号処理		2
	情報システム工学概論		2		データ処理		2
	スタートアップ特論		1				
専 門 共 通 科 目	コンピュータ基礎		2	専 門 科 目	コンパイラ		2
	プログラミング 1		2		ソフトウェア工学		2
	プログラミング演習 1		1		機械学習		2
	プログラミング 2		2		数値解析		2
	プログラミング演習 2		1		画像処理基礎		2
	デザイン思考		1		ヒューマンインタフェース		2
	実践デザイン思考		1		オペレーションズ・リサーチ		2
	企業特別講義		2		オペレーティングシステム		2
	情報工学特別講義		2		回路とエレクトロニクス		2
	技術英語		1		コンピュータアーキテクチャ		2
	情報システム工学実験 1		2		IoTシステムデザイン		2
	情報システム工学実験 2		2		論理回路基礎		2
	卒業研究 1		4		論理回路応用		2
	卒業研究 2		8		IoTプログラミング		2
					組み込みシステム工学		2
					コンピュータネットワーク		2
					通信方式		2
					待ち行列理論と性能解析		2

(4) 知能ロボット工学科

授 業 科 目			単位数
専 門 基 礎 科 目	線形代数 1		2
	線形代数 2		2
	微分方程式論		2
	複素関数論		2
	ベクトル解析		2
	フーリエ解析		2
	確率統計		2
	工業力学		2
	電気回路		2
	情報数学		2
専 門 共 通 科 目	知能ロボット工学概論		2
	ロボット工学基礎		2
	コンピュータシステム概論		2
	プログラミング 1		2
	プログラミング 2		2
	機械製作実習		2
	機械製図演習		1
	デザイン思考		1
	キャリアアップ特別講義		2
	知能ロボット工学特別講義		2
	プレゼンテーション演習		1
	知能ロボット工学実験 1		2
	知能ロボット工学実験 2		2
	技術英語		1
	卒業研究 1		4
	卒業研究 2		8
授 業 科 目			単位数
専 門 科 目	情 報 系 科 目	コンピュータ工学	2
		データ分析	2
		デジタル信号処理基礎	2
		データマイニング基礎	2
		人工知能基礎	2
		脳情報学	2
		応用デジタル信号処理	2
		ネットワーク工学	2
	電 子 系 科 目	電子回路 1	2
		電子回路 2	2
		電磁気学 1	2
		電磁気学 2	2
		半導体物性	2
		半導体工学	2
		センサ工学	2
		半導体材料	2
	機 械 系 科 目	材料力学	2
		機械力学	2
		機械材料学	2
		材料加工学	2
		アクチュエータ工学	2
		熱・流体力学	2
		計測工学	2
		精密計測加工学	2
	ロ ボ ッ ト 系 科 目	制御工学 1	2
		設計工学	2
		制御工学 2	2
		ロボット制御工学	2
		ロボット創造演習	2
		ロボット設計工学	2
		ヒューマンインタフェース工学	2

3 看護学部
(1) 教養科目

授 業 科 目				単位数
教 養 科 目	人 間 の 理 解	社 会 ・ 環 境	経済学Ⅰ	2
			経済学Ⅱ	2
			社会学	2
			法学Ⅰ	2
			法学Ⅱ	2
			日本国憲法	2
			科学技術と社会	2
			富山と日本海	2
			環境論	2
	人 間 の 理 解	言 語 ・ 文 化	コミュニケーション論Ⅰ	2
			コミュニケーション論Ⅱ	2
			コミュニケーション演習	1
			文学Ⅰ	2
			文学Ⅱ	2
			比較文化Ⅰ	2
			比較文化Ⅱ	2
			国際関係論	2
			海外留学科目（中国）	2
			海外研修科目（米国）	1
			海外研修科目（マレーシア）	1
	人 間 の 理 解	精 神 ・ 身 体	心理学Ⅰ	2
			心理学Ⅱ	2
			コミュニケーションの社会学	2
			倫理学	2
			哲学	2
			健康科学Ⅰ	2
			健康科学Ⅱ	2
			体力科学	2
			体力科学演習	1
	自 然 ・ 情 報		数学	2
			物理学	2
			化学	2
			生物学	2
			情報科学	2
			情報科学演習	1

	外国語	英語 1 英語 2 英語 3 英語 4 英語 5 英語 6 海外語学研修科目 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	データサイエンス リテラシー科目	データサイエンスリテラシー	2

(2) 専門基礎科目

授 業 科 目			単位数
専門基礎科目	理解 的 身 体 的 側 面 の 人 間 精 神	形態機能学Ⅰ（解剖学）	2
		形態機能学Ⅱ（生理学）	2
		形態機能学Ⅲ（生化学）	1
		生涯発達心理学	2
		生体と放射線学	1
	疾病と回復過程	病理学	1
		感染と防御	1
		薬理学	2
		成人臨床医学Ⅰ（外科系）	1
		成人臨床医学Ⅱ（内科系）	1
		老年臨床医学	1
		小児臨床医学	1
		母性臨床医学	1
		精神臨床医学	1
		栄養学	2
	障 と 健 制 度 社 会 支 援 保	保健医療福祉行政論	1
		公衆衛生学	1
		地域ケアシステム論	1
	学 看 安 連 護 全 携 学 支 援 と 快 護 援 す 適 する 工	看護ケアと工学	2
		生活支援と情報	1
		先端医療論	1

(3) 専門科目

授 業 科 目				単位数
専 門 科 目	キ ャ リ ア 形 成		トピックゼミⅠ	1
			トピックゼミⅡ	1
			トピックゼミⅢ	1
			トピックゼミⅣ	1
			キャリア体験実習	1
	専 門 分 野 Ⅰ	基 礎 看 護 学	看護学概論	2
			基本看護技術	1
			生活援助看護技術	2
			フィジカルアセスメント	1
			看護過程論	1
診療援助看護技術			2	
看護倫理学			1	
基礎看護学実習Ⅰ			1	
	基礎看護学実習Ⅱ	2		
専 門 科 目	専 門 分 野 Ⅱ	成 人 看 護 学	成人看護学概論	1
			成人看護方法論Ⅰ（急性・回復）	1
			成人看護方法論Ⅱ（慢性）	1
			成人看護方法論Ⅲ（緩和）	1
			成人看護学演習Ⅰ（急性・回復）	1
			成人看護学演習Ⅱ（慢性・緩和）	1
			成人看護学実習Ⅰ（急性・回復）	3
			成人看護学実習Ⅱ（慢性・緩和）	3
	老 年 看 護 学	老年看護学概論	1	
		老年看護方法論	1	
		老年看護学演習	1	
		老年看護学実習Ⅰ	2	
		老年看護学実習Ⅱ	2	
	小 児 看 護 学	小児看護学概論	1	
		小児看護方法論	1	
		小児看護学演習	1	
		小児看護学実習Ⅰ	1	
		小児看護学実習Ⅱ	1	
	母 性 看 護 学	母性看護学概論	1	
		母性看護方法論	1	
母性看護学演習		1		
母性看護学実習		2		
精 神 看 護 学	精神看護学概論	1		
	精神看護方法論	1		
	精神看護学演習	1		
	精神看護学実習	2		

専 門 科 目	統 合 分 野	在宅看護学	在宅看護学概論	1
			在宅看護学方法論	1
			在宅看護学演習	1
			在宅看護学実習	2
		地域看護学	地域看護学概論	1
			地域看護学方法論	1
			地域看護学演習	1
			地域看護学実習	1
			看護教育学	1
			看護管理学	1
			多職種連携論	1
			国際看護活動論	1
			災害看護学	1
			救命救急看護学	1
			感染看護学	1
			認知症看護論	1
			糖尿病看護論	1
			看護学研究Ⅰ	1
			看護学研究Ⅱ	2
			看護ケアとユマニチュードⅠ	1
			看護ケアとユマニチュードⅡ	1
			看護ケアとユマニチュードⅢ	1
			看護ケアとユマニチュードⅣ	1

別表第2（第47条関係）

1 工学部

区 分		機械システム工学科 電気電子工学科 環境・社会基盤工学科	生物工学科 医薬工学科
総合科目	人間	2単位以上	2単位以上
	技術・経済	2単位以上	2単位以上
	社会・法律	2単位以上	2単位以上
	環境	2単位以上	2単位以上
	言語・文化	4単位以上	4単位以上
	精神・身体	3単位以上	3単位以上
	総合科目計	17単位	17単位
基礎科目		13単位	14単位
外国語科目		10単位	10単位
データサイエンスリテラシー科目		2単位	2単位
キャリア形成科目		1単位	1単位
専門基礎科目、専門共通科目及び専門科目		81単位	80単位
合 計		124単位	124単位

総合科目については、各系列ごとにこの表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該総合科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が17単位以上とならなければならない。

2 情報工学部

区 分		データサイエンス学科 情報システム工学科 知能ロボット工学科
総合科目	人間	2単位以上
	技術・経済	2単位以上
	社会・法律	2単位以上
	環境	2単位以上
	言語・文化	4単位以上
	精神・身体	3単位以上
	総合科目計	17単位
基 礎 科 目		13単位
外国語科目		10単位
データサイエンスリテラシー科目		2単位
キャリア形成科目		2単位
専門基礎科目、専門共通科目及び専門科目		80単位
合 計		124単位

総合科目については、各系列ごとにこの表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該総合科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が17単位以上とならなければならない。

3 看護学部

区 分			看 護 学 科
教養科目	人間の理解	社会・環境	2 単位以上
		言語・文化	3 単位以上
		精神・身体	5 単位以上
		自然・情報	3 単位以上
		外国語	4 単位以上
		データサイエンス リテラシー科目	2 単位
		教養科目計	25単位
専門基礎科目			27単位
専門科目		キャリア形成	5 単位
		専門分野Ⅰ	13単位
		専門分野Ⅱ	43単位
		統合分野	13単位
		専門科目計	74単位
合計			126単位

教養科目については、各系列ごとにこの表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該教養科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が25単位以上とならなければならない。

富山県立大学大学院学則（案）

平成27年4月1日制定

（目的）

第1条 富山県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、深遠な学識と高度な研究能力とを兼ね備えた有為な人材を育成するとともに、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。

（研究科、専攻及び課程）

第3条 本大学院に博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科、専攻及び定員）

第4条 本大学院に工学研究科、情報工学研究科及び看護学研究科を置く。

2 前項に規定する研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
工学研究科	機械システム工学専攻	博士前期課程	24名	48名
	電気電子工学専攻		15名	30名
	環境・社会基盤工学専攻		15名	30名
	生物・医薬品工学専攻		30名	60名
	総合工学専攻	博士後期課程	6名	18名
情報工学研究科	データサイエンス専攻	博士前期課程	14名	28名
	情報システム工学専攻		24名	48名
	知能ロボット工学専攻		24名	48名
	情報工学専攻	博士後期課程	4名	12名
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	10名	20名
		博士後期課程	2名	6名

（工学研究科博士前期課程における各専攻の目的）

第5条 工学研究科博士前期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学専攻

環境に配慮した安全で安心な社会の構築を目指した、先進的で高度な機械工学とその周辺分野の専門知識を身に付け、創造力を発揮できる人

材を養成すること。

(2) 電気電子工学専攻

現代社会を支える高度なハードウェアやシステムに関する教育研究を行い、幅広い知識及びそれらを総合する能力を有し、創造性に富み、社会の変化に柔軟に対応できる人材を養成すること。

(3) 環境・社会基盤工学専攻

水循環工学、資源循環工学、環境政策学、環境デザイン工学その他の幅広い環境関連分野の教育研究を行い、環境問題の解決及び循環型社会の構築のための高度技術並びにマネジメント能力を有する人材を養成すること。

(4) 生物・医薬品工学専攻

先端的なバイオテクノロジー及びその周辺分野の基礎知識を基盤とした教育研究を行い、食品、化学及び医薬品工業に関する専門的な知識及び技術を有する研究開発指向型の人材を養成すること。

(情報工学研究科博士前期課程における各専攻の目的)

第5条の2 情報工学研究科博士前期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) データサイエンス専攻

多様化する社会に潜在する課題を他者との協働により発見し、データサイエンスの専門知識をもとに数理的分析や推論により解決できる、広範な視野と柔軟な思考力を兼ね備えた人材を養成すること。

(2) 情報システム工学専攻

技術革新を支える情報システムの分野に関する教育を行うことで、創造性と柔軟性を持ちながら幅広い知識を総合的に活用し、人々や人工知能と協力して社会の幸福の向上に貢献できる人材を養成すること。

(3) 知能ロボット工学専攻

ロボット工学の基礎である機械工学・電子工学・情報工学のいずれかの学問領域に軸足をおきつつ、これらの領域を統合することによる革新的なロボット学研究をリードするための教育・研究を行うとともに、異なる学問領域との交流を通じて得られる広範な視野を持ち、地域に貢献しグローバルに活躍できる多彩な人材を養成すること。

(看護学研究科博士前期課程の目的)

第5条の3 看護学研究科博士前期課程における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

看護学専攻

広い視野に立って、看護学の基盤を学修した個々人の専門性及び学識を深める教育研究を行い、看護学の発展、様々な形態での看護の実践及び地域社会に貢献できる高度で専門的な人材を育成すること。

(工学研究科博士後期課程における専攻の目的)

第6条 工学研究科博士後期課程における専攻の教育研究上の目的は、次のと

おりとする。

総合工学専攻

持続可能な社会に向けた新たな技術の創成や工学全般にわたる複合的な課題に対処するため、次に掲げる工学の各分野に関する教育研究を行い、各専門領域における高度な専門知識を身につけ、俯瞰的視野を持ち、斬新な創造力と思考力を発揮できる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

ア 機械システム工学

イ 電気電子工学

ウ 環境・社会基盤工学

エ 生物・医薬品工学

(情報工学研究科博士後期課程における専攻の目的)

第6条の2 情報工学研究科博士後期課程における専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

情報工学専攻

急激に変化し多様化する地域や国際社会が直面する諸問題に対して課題設定ができ、その解決策の立案と遂行能力を有する人材を養成するとともに、データサイエンス、情報システム工学及び知能ロボット工学の学問分野の先端的な教育研究を行い、各専門領域の高い学識を身につけ、情報工学の発展及び社会の持続的発展に貢献できる人材を養成すること。

(看護学研究科博士後期課程の目的)

第6条の3 看護学研究科博士後期課程における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

看護学専攻

看護学の専門領域に関する教育・研究を自立して行い、多元的・多角的視点から、地域や社会の保健医療福祉のニーズに対応し、看護学を発展・牽引する高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(修業年限及び在学期間)

第7条 工学研究科博士前期課程及び情報工学研究科博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、在学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。

2 看護学研究科博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、在学期間は、4年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。

3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とし、在学期間は、5年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の2 学長は、看護学研究科の学生が職業を有している等の事情により、前条第3項に規定する標準年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する場

合は、看護学研究科委員会の議を経て許可することができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教職員組織)

第8条 本大学院の教職員は、富山県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員をもって充てる。

2 工学研究科に工学研究科長を置く。

3 情報工学研究科に情報工学研究科長を置く。

4 看護学研究科に看護学研究科長を置く。

5 工学研究科長、情報工学研究科長及び看護学研究科長は、所掌する研究科に関する校務をつかさどる。

(研究科委員会)

第9条 本学の研究科に、富山県立大学大学院工学研究科委員会、情報工学研究科委員会及び看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」と総称する。）を置く。

2 研究科委員会は、当該研究科長及び当該研究科を担当する本学の専任の教授をもって組織するものとする。

3 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を各研究科委員会の組織に、当該研究科を担当する本学の専任の准教授及び講師を当該研究科委員会の組織にそれぞれ加えることができる。

4 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(入学資格)

第10条 博士前期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文

部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、学長が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (9) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、学長が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (11) その他に、学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与され

た者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) その他に、学長が修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(他の大学の大学院等における研究指導)

第11条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、本大学院の学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(特別研究学生)

第12条 他の大学院の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき特別研究学生として学長が入学を許可することができる。

ただし、博士前期課程の学生について入学を許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生の授業料、入学料及び入学考査料の額は、理事長が別に定める。

3 その他特別研究学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(授業科目)

第13条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとし、各授業科目の授業時間数、履修方法等は、学長が別に定める。

2 本大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第13条の2 次の研究科又は専攻においては、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

看護学研究科看護学専攻

(試験)

第14条 試験は年2回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。

3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。

- 4 試験の成績は、次表のとおりとする。なお、同表中の左欄に掲げる不可は、不合格とする。

成績	基準	点数
優	到達目標を優秀な水準で達成できている	100点以下80点以上
良	到達目標を良好な水準で達成できている	80点未満70点以上
可	到達目標を最低限の水準で達成できている	70点未満60点以上
不可	到達目標を達成できていない	60点未満

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、別に学長が定める範囲内で修了の要件となる単位として認めることができる。

- 3 前2項の規定は、第18条第1項の規定により留学する場合に準用する。

(入学前既修得単位の認定)

第16条 学長は、学生が本大学院に入学する前に本大学院の博士前期課程において履修した授業科目について修得した単位(第23条において準用する本学学則第62条第2項の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、博士前期課程に入学した後の博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位については、10単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(工学部学生による授業科目の受講)

第17条 本学学則第39条第1項の規定により本学工学部生が受講できる博士前期課程の授業科目は、工学研究科長が指定する。

- 2 前項の規定により指定した授業科目のうち本学工学部生が修得した単位は、博士前期課程に入学した後、4単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(留学)

第18条 外国の大学の大学院又はこれに相当する教育機関で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条に定める修業年限及び在学期間に含めることができる。

(工学研究科博士前期課程修了の要件)

第19条 工学研究科博士前期課程を修了するためには、2年以上在学して当該期間中に32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行

い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(情報工学研究科博士前期課程修了の要件)

第19条の2 情報工学研究科博士前期課程を修了するためには、2年以上在学して当該期間中に30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(看護学研究科博士前期課程修了の要件)

第19条の3 看護学研究科博士前期課程を修了するためには、2年以上在学して当該期間中に、研究コースにあっては30単位以上を、専門看護師コースにあっては46単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(工学研究科博士後期課程修了の要件)

第20条 工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に3年（工学研究科博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては2年、第19条第1項ただし書の規定により修了した者にあっては当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項第2号から第4号までに該当する者が、工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(情報工学研究科博士後期課程修了の要件)

第20条の2 情報工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に3年（情報工学研究科博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては2年、第19条の2第1項ただし書の規定により修了した者にあつては当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項第2号から第4号までに該当する者が、情報工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

（看護学研究科博士後期課程修了の要件）

第20条の3 看護学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

（学位の授与）

第21条 学長は、工学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（工学）の学位を授与する。

2 学長は、情報工学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（情報工学）又は修士（工学）の学位を授与する。

3 学長は、看護学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（看護学）の学位を授与する。

4 学長は、工学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（工学）の学位を授与する。

5 学長は、情報工学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（情報工学）又は博士（工学）の学位を授与する。

6 学長は、看護学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（看護学）の学位を授与する。

7 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（学位論文審査料）

第22条 学位論文審査料は、博士の学位申請書を提出するときに納付しなければ

ばならない。

(富山県立大学学則の準用)

第23条 本学学則第2章(第17条に限る。)、第3章、第4章(第22条及び第26条第2号を除く。)、第5章(第31条から第34条までに限る。)、第6章(第43条を除く。)、第8章、第10章、第11章及び第12章の規定は、本大学院に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第17条、第28条、第42条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第63条、第64条第1項、第65条第1項、第66条第1項、第69条第1項及び第70条第1項	本学	本大学院
第26条	本学の工学部	本大学院の工学研究科
第26条第1号	大学	大学院
第27条	同一学部同一学科	<u>同一研究科同一専攻</u>
第27条及び第28条	当該学部教授会	当該研究科委員会
第28条	大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)	大学の大学院
第31条第1項	所属学部長	所属研究科長
第31条第3項	他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科	<u>他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所属研究科長を経て当該研究科長の許可を、他の専攻</u>
	所属学部長の	所属研究科長の
第40条第3項	4年	富山県立大学大学院学則第7条第1項又は第2項に規定する標準修業年限
第40条第5項	第6条第2項に規定する在学年限及び第47条	富山県立大学大学院学則第7条に規定する在学期間並びに第19条第1項、第19条の2第1

		項、 <u>第19条の3第1項、第20条第1項及び第2項、第20条の2第1項及び第2項並びに第20条の3第1項</u>
第41条及び第63条	他大学等	他の大学の大学院
第42条第1項	工学部又は情報工学部	工学研究科又は情報工学研究科
第42条第1項	転学科（当該学生が所属する学部以外への転学科も含む。ただし、工学部又は情報工学部の学科に限る。）	転専攻（当該学生が所属する研究科以外への転専攻も含む。ただし、 <u>工学研究科又は情報工学研究科の専攻に限る。</u> ）
第42条第2項	転学科	転専攻
第46条第1号	第6条第2項に定める在学年限	富山県立大学大学院学則第7条に定める在学期間
第52条第1項	授業料、入学料、入学検査料、特別聴講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）	授業料、入学料、入学検査料、特別聴講料、研修料、県民開放授業受講料及び学位論文審査料（以下「授業料等」という。）
第61条第2項	大学を卒業した者	大学院を修了した者
第65条第2項	高等学校若しくは中等教育学校	大学

（委任）

第24条 この学則（前条において準用する本学学則第8章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位

数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の応用統計熱力学、熱設計学、材料界面工学及び植物生化学の規定については、この限りでない。

- 3 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、終了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、エネルギー変換工学特論、振動音響設計、センサロボット工学、ヒューマンロボットシステム、意思決定とデータ科学、システム制御論、酵素化学工学、応用生物プロセス学、微生物工学、応用生物情報学、製薬化学工学及びバイオ医薬品工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、耐震設計特論、粉粒体プロセス工学、軽金属構造材料学、複合材料工学特論、波動情報処理、工業計量学、応用統計学、情報数理学、コンテキスト理解、電子工学基礎、情報工学基礎、機能材料物性特論、パワーデバイス工学、システム開発工学、情報メディア通信工学、電波工学特論及び知能・生体情報工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、ナノマテリアル特論、光計測工学、パワーエレクトロニクス特論、システムモデリング、

人間情報工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、表面工学特論、熱流体工学基礎、団体力学・設計生産工学基礎、材料設計加工学基礎、マイクロセンサ工学、マイクロロボティクスについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に置かれている工学研究科の各専攻に係る博士後期課程は、改正後の学則の規定にかかわらず、同日に当該課程に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の者が施行日以後に下記の旧科目を履修する場合、名称変更後の科目を履修するものとする。

旧科目名	新科目名
知能デザイン工学特別演習Ⅲ	知能ロボット工学特別演習Ⅲ
知能デザイン工学特別研究	知能ロボット工学特別研究
情報システム工学特別演習Ⅲ	電子・情報工学特別演習Ⅲ
情報システム工学特別研究	電子・情報工学特別研究
環境工学特別演習Ⅲ	環境・社会基盤工学特別演習Ⅲ
環境工学特別研究	環境・社会基盤工学特別研究
生物工学特別演習Ⅲ	生物・医薬品工学特別演習Ⅲ
生物工学特別研究	生物・医薬品工学特別研究

- 4 施行日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、光センシング法、知能ロボット工学特別演習Ⅰ、知能ロボット工学特別演習Ⅱ、知能ロボット工学

特別研究、ビッグデータ数理科学、I o T・コンテクスト理解、センサシステム特論、集積回路特論、パワーデバイス工学、薄膜電子デバイス工学、強誘電体工学、システム制御論、量子マテリアル工学、電子・情報工学特別演習Ⅰ、電子・情報工学特別演習Ⅱ、電子・情報工学特別研究、応用河海工学、環境・社会基盤工学特別演習Ⅰ、環境・社会基盤工学特別演習Ⅱ、環境・社会基盤工学特別研究、製薬化学工学Ⅰ、製薬化学工学Ⅱ、バイオ医薬品工学Ⅰ、バイオ医薬品工学Ⅱ、生物・医薬品工学特別演習Ⅰ、生物・医薬品工学特別演習Ⅱ、生物・医薬品工学特別研究及び前項の表に掲げる科目については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、製品開発・設計特論については、この限りでない。

附 則 (令和4年9月27日理事会議決)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日理事会議決)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月26日理事会議決)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、ジョブ型研究インターンシップについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 工学研究科の知能ロボット工学専攻、電子・情報工学専攻及び総合工学専攻（知能ロボット工学分野及び電子・情報工学分野に限る。）は、この規程による改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 施行日の前日に在学していた者で施行日以後も引き続いて在学するものに係る専攻、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、修了要件及び単位の修得等により得られる資格は、この規程による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

授業科目

1 工学研究科

(1) 機械システム工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営概論	2
	熱流体工学	数理科学	2
		エネルギー移動・変換工学特論	2
		熱流体力学特論	2
		熱工学特論	2
	固体力学・設計 生産工学	CAD/CAM特論	2
		固体力学特論	2
		設計生産工学特論	2
	材料設計加工学	高分子・複合材料学	2
		金属構造材料学	2
	専門基礎	熱流体工学基礎	2
		固体力学・設計生産工学基礎	2
		材料設計加工学基礎	2
	演習・研究	機械システム工学特別演習Ⅰ	2
		機械システム工学特別演習Ⅱ	2
		機械システム工学特別研究	8

(2) 電気電子工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営概論	2
	専門基礎	電子デバイス工学基礎	2
		光・電波・システム工学基礎	2
		電子工学データ処理・解析基礎	2
	電子デバイス工学	集積回路特論	2
		パワーデバイス工学	2
		ナノマテリアルデバイス特論	2
		機能材料物性特論	2
		量子マテリアル工学	2
	電子通信システム工学	電波工学特論	2
		システム制御論	2
		光計測工学	2
		通信工学特論	2
	演習・研究	電気電子工学特別演習Ⅰ	2
		電気電子工学特別演習Ⅱ	2
		電気電子工学特別研究	8

(3) 環境・社会基盤工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営概論	2
	環境工学	環境モデリング	2
		土壌水圏科学	2
		大気物理化学	2
		環境リスク管理工学	2
		環境応用生態学	2
		大気環境学	2
		廃棄物資源学	2
		物質循環解析学	2

		環境技術システム論	2
	社会基盤工学	水資源システム論	2
		環境エネルギーシステム学	2
		環境政策学	2
		応用土質工学	2
		応用コンクリート工学	2
		環境計画論	2
		流域保全学	2
		土木事業施工論	2
		建設マネジメント論	2
		応用河海工学	2
	専攻共通	インターンシップ	2
	演習・研究	環境・社会基盤工学特別演習Ⅰ	2
		環境・社会基盤工学特別演習Ⅱ	2
		環境・社会基盤工学特別研究	8

(4) 生物・医薬品工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営概論	2
	酵素化学工学	酵素化学工学	2
	応用生物プロセス学	応用生物プロセス学	2
	微生物工学	微生物工学	2
	生物有機化学	生物有機化学	2
	機能性食品工学	機能性食品工学	2
	植物機能工学	植物機能工学	2
	応用生物情報学	応用生物情報学	2
	製薬化学工学	製薬化学工学 1	2
		製薬化学工学 2	2
	バイオ医薬品工学	バイオ医薬品工学 1	2
		バイオ医薬品工学 2	2
	演習・研究	生物・医薬品工学特別演習Ⅰ	2
		生物・医薬品工学特別演習Ⅱ	2

	生物・医薬品工学特別研究	8
--	--------------	---

(5) 総合工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士 後期 課程	演習・研究	総合工学特別演習	2
		総合工学特別研究	12
	専攻共通	ジョブ型研究インターンシップ	2

2 情報工学研究科

(1) データサイエンス専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士 前期 課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	システム数理学	情報数理工学	2
		最適化モデリング	2
		形式手法	2
		シミュレーション・モデリング	2
		上級統計分析	2
		応用数学	2
	知能情報学	アルゴリズム特論	2
		先端機械学習	2
		データビジュアライゼーション	2
		医用画像特論	2
	演習・研究	データサイエンス特別演習Ⅰ	2
		データサイエンス特別演習Ⅱ	2
		データサイエンス特別研究	8

(2) 情報システム工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士 前期 課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	基礎情報学	UIデザイン	2
		3次元メディア表現	2
		IoT特論	2
		システム開発工学	2
		計算機構成論	2
		動的システムのデザイン	2
	応用情報学	トレイグジスタンス学	2

		インタラクティブシステム論	2
		地域メタバース論	2
		身体性認知科学特論	2
		量子コンピュータ特論	2
	演習・研究	電子・情報工学特別演習Ⅰ	2
		電子・情報工学特別演習Ⅱ	2
		電子・情報工学特別研究	8

(3) 知能ロボット工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	共通	知能ロボット工学特論	2
		知的情報工学特論	2
	機能ロボティクス	アドバンスドロボットモーションコントロール	2
		ネットワークロボティクス	2
	知的インタフェース工学	音響情報処理	2
		認知情報科学	2
	精密工学	知的生産加工学	2
		三次元応用計測	2
	知的電子デバイス	先端半導体物性	2
		マイクロセンサ工学	2
	演習・研究	知能ロボット工学特別演習Ⅰ	2
		知能ロボット工学特別演習Ⅱ	2
		知能ロボット工学特別研究	8

(4) 情報工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士後期課程	演習・研究	情報工学特別演習	2
		情報工学特別研究	12
	専攻共通	分野横断型特別講義	2

3 看護学研究科

看護学専攻

課程	科目区分	授業科目	単位数
博士前期課程	共通科目	看護学研究特論	2
		看護倫理特論	2
		看護教育特論	2

			看護管理特論	2
			コンサルテーション特論	2
			看護統計特論	2
			看護ケア科学特論	2
			国際看護特論	2
			ケアコミュニケーション特論	2
			富山県の医療保健福祉特論	2
			臨床薬理学特論	2
			フィジカルアセスメント特論	2
			病態生理学特論	2
	看護専門科目	基礎看護学	基礎看護学特論	2
			基礎看護学特論演習Ⅰ	2
			基礎看護学特論演習Ⅱ	2
		成人看護学	成人看護学特論	2
			成人看護学特論演習Ⅰ	2
			成人看護学特論演習Ⅱ	2
		老年精神看護学	老年精神看護学特論	2
			老年精神看護学特論演習Ⅰ	2
			老年精神看護学特論演習Ⅱ	2
		母子看護学	母子看護学特論	2
			母子看護学特論演習Ⅰ	2
			母子看護学特論演習Ⅱ	2
		地域在宅看護学	地域在宅看護学特論	2
			地域在宅看護学特論演習Ⅰ	2
			地域在宅看護学特論演習Ⅱ	2
	高度実践看護科目（老年看護）		老年看護学原論	2
			高齢者アセスメント論	2
			老年医学特論	2
			高齢者高度看護実践論	2
			高齢者ケアシステム論	2
			高度実践老年看護学演習Ⅰ	2
			高度実践老年看護学演習Ⅱ	2
			高度実践老年看護学実習Ⅰ	1
			高度実践老年看護学実習Ⅱ	6
			高度実践老年看護学実習Ⅲ	3
	研究科目		看護学特別研究	10
			特定課題研究	6
期博士課程後	基礎科目		看護学研究特講	2
			ケアシステム特講	2

		グローバルヘルス特講	2
	専門科目	データ駆動型ケア特講	2
		ケア創出特講	2
		ケア実装特講	2
	研究科目	看護科学特別研究	6

富山県立大学大学院学則の変更事項を記載した書類

変更箇所	変更点
第4条 (研究科、専攻及び定員)	・「工学研究科」の「知能ロボット工学専攻」及び「電子・情報工学専攻」を削り、「電気電子工学専攻」を追加するとともに、「機械システム工学専攻」、「生物・医薬品工学専攻」及び「総合工学専攻」の定員を変更 ・「情報工学研究科」の追加、同研究科の博士前期課程として「データサイエンス専攻」、「情報システム工学専攻」及び「知能ロボット工学専攻」を追加するとともに、博士後期課程として「情報工学専攻」を追加
第5条 (工学研究科博士前期課程における各専攻の目的)	
新・第5条の2 (情報工学研究科博士前期課程における各専攻の目的)	
第6条 (工学研究科博士後期課程における専攻の目的)	
新・第6条の2 (情報工学研究科博士後期課程における専攻の目的)	
第7条 (修業年限及び在学期間)	・情報工学研究科に関する記述を追加
第8条 (教職員組織)	
第9条 (研究科委員会)	
新・第19条の2 (情報工学研究科博士前期課程修了の要件)	
新・第20条の2 (情報工学研究科博士後期課程修了の要件)	
第21条 (学位の授与)	・他専攻の科目履修及び転専攻について、工学研究科のみ対象としていたものを情報工学研究科も対象とするもの（両研究科をまたぐものも対象）
第23条 (富山県立大学学則の準用)	
附則	・施行期日（令和8年4月1日）を規定 ・「工学研究科」の「知能ロボット工学専攻」、「電子・情報工学専攻」及び「総合工学専攻（知能ロボット工学分野及び電子・情報工学分野）」に関する経過措置を追加
別表 (授業科目及び単位数)	・「工学研究科」については、「知能ロボット工学専攻」及び「電子・情報工学専攻」を削り、「電気電子工学専攻」を追加した上で、MOT科目を4科目から1科目に変更 ・「情報工学研究科」については、「データサイエンス専攻」、「情報システム工学専攻」、「知能ロボット工学専攻」及び「情報工学専攻」を追加
その他各所	・規定整備

富山県立大学大学院学則 新旧対照表

現行	改正案	備考
(目的) 第1条 富山県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、深遠な学識と高度な研究能力とを兼ね備えた有為な人材を育成するとともに、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。 (自己評価等) 第2条 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。 3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。 (研究科、専攻及び課程) 第3条 本大学院に博士課程を置く。 2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。 (研究科、専攻及び定員) 第4条 本大学院に工学研究科_____及び看護学研究科を置く。 2 前項に規定する研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。	第1条 同左 第2条 同左 第3条 同左 (研究科、専攻及び定員) 第4条 本大学院に工学研究科、<u>情報工学研究科</u>及び看護学研究科を置く。 2 同左	情報工学研究科の追加

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
工学研究科	機械システム工学専攻	博士前期課程	20名	40名
	知能ロボット工学専攻		20名	40名
	電子・情報工学専攻		27名	54名
	(新設)			
	環境・社会基盤工学専攻		15名	30名
	生物・医薬品工学専攻		26名	52名
	総合工学専攻	博士後期課程	10名	30名
	(新設)			
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	10名	20名
		博士後期課程	2名	6名

(工学研究科博士前期課程における各専攻の目的)

第5条 工学研究科博士前期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学専攻

環境に配慮した安全で安心な社会の構築を目指した、先進的で高度な機械工学とその周辺分野の専門知識を身に付け、創造力を発揮できる人材を養成すること。

(2) 知能ロボット工学専攻

機械工学・電子工学・情報工学のいずれかの学問分野に軸足を置きつつ、三領域にまたがる広範囲な教育研究を行い、幅広い視野で革新的な技術開発を行うことができる優れた専門性及び学識を備えた人材を養

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
同左	同左	同左	24名	48名
	(削る。)			
	(削る。)			
	電気電子工学専攻		15名	30名
	同左		同左	同左
	同左		30名	60名
	同左	同左	6名	18名
	情報工 学研究 科	データサイエンス専攻	博士前期課程	14名
情報システム工学専攻		24名		48名
知能ロボット工学専攻		24名		48名
情報工学専攻		博士後期課程	4名	12名
同左	同左	同左	同左	同左
		同左	同左	同左

(工学研究科博士前期課程における各専攻の目的)

第5条 同左

(1) 同左

(削る。)

再編内容を反映

・機械システム工学専攻の入学定員の変更（20→24）

・知能ロボット工学専攻及び電子・情報工学専攻の廃止

・電気電子工学専攻の設置

・生物・医薬品工学専攻の入学定員の変更（26→30）

・総合工学専攻の入学定員の変更（10→6）

・情報工学研究科の設置

知能ロボット工学専攻廃止のため目的規定を削る。

<u>成すること。</u> (3) <u>電子・情報工学専攻</u> <u>技術革新及び情報社会を支える情報通信システムに関する教育研究を行い、幅広い知識及びそれらを総合する能力を有し、創造性に富み社会の変化に柔軟に対応できる人材を養成すること。</u> <u>(新設)</u> (4) <u>環境・社会基盤工学専攻</u> 水循環工学、資源循環工学、環境政策学、環境デザイン工学その他の幅広い環境関連分野の教育研究を行い、環境問題の解決及び循環型社会の構築のための高度技術並びにマネジメント能力を有する人材を養成すること。 (5) <u>生物・医薬品工学専攻</u> 先端的なバイオテクノロジー及びその周辺分野の基礎知識を基盤とした教育研究を行い、食品、化学及び医薬品工業に関する専門的な知識及び技術を有する研究開発指向型の人材を養成すること。 <u>(新設)</u>	<u>(削る。)</u> (2) <u>電気電子工学専攻</u> <u>現代社会を支える高度なハードウェアやシステムに関する教育研究を行い、幅広い知識及びそれらを総合する能力を有し、創造性に富み、社会の変化に柔軟に対応できる人材を養成すること。</u> (3) 同左 (4) 同左 <u>(情報工学研究科博士前期課程における各専攻の目的)</u> <u>第5条の2 情報工学研究科博士前期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</u> (1) <u>データサイエンス専攻</u> <u>多様化する社会に潜在する課題を他者との協働により発見し、データサイエンスの専門知識をもとに数理的分析や推論により解決できる、広範な視野と柔軟な思考力を兼ね備えた人材を養成すること。</u>	電子・情報工学専攻廃止のため目的規定を削る。 電気電子工学専攻設置のため目的規定を追加 (R6.10事前相談で記載した養成する人材像) 号の繰上げの規定整備 同上 情報工学研究科博士前期課程各専攻の目的規定を追加 (R6.10事前相談で記載した養成する人材像)
--	--	--

(看護学研究科博士前期課程の目的) <u>第5条の2</u> 看護学研究科博士前期課程における教育研究上の目的は、次のとおりとする。 看護学専攻 広い視野に立って、看護学の基盤を学修した個々人の専門性及び学識を深める教育研究を行い、看護学の発展、様々な形態での看護の実践及び地域社会に貢献できる高度で専門的な人材を育成すること。 (工学研究科博士後期課程における専攻の目的) <u>第6条</u> 工学研究科博士後期課程における専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。 総合工学専攻 持続可能な社会に向けた新たな技術の創成や工学全般にわたる複合的な課題に対処するため、次に掲げる工学の各分野に関する教育研究を行い、各専門領域における高度な専門知識を身につけ、俯瞰的視野を持ち、斬新な創造力と思考力を発揮できる高度な研究能力及び豊かな学識を備	(2) <u>情報システム工学専攻</u> <u>技術革新を支える情報システムの分野に関する教育を行うことで、創造性と柔軟性を持ちながら幅広い知識を総合的に活用し、人々や人工知能と協力して社会の幸福の向上に貢献できる人材を養成すること。</u> (3) <u>知能ロボット工学専攻</u> <u>ロボット工学の基礎である機械工学・電子工学・情報工学のいずれかの学問領域に軸足をおきつつ、これらの領域を統合することによる革新的なロボット学研究をリードするための教育・研究を行うとともに、異なる学問領域との交流を通じて得られる広範な視野を持ち、地域に貢献しグローバルに活躍できる多彩な人材を養成すること。</u> <u>第5条の3</u> 同左 (工学研究科博士後期課程における専攻の目的) <u>第6条</u> 同左 同左	条の繰下げの規定整備
--	--	-------------------

えた人材を養成すること。 ア 機械システム工学 <u>イ 知能ロボット工学</u> <u>ウ 電子・情報工学</u> <u>(新設)</u> エ 環境・社会基盤工学 オ 生物・医薬品工学 <u>(新設)</u> (看護学研究科博士後期課程の目的) <u>第6条の2</u> 看護学研究科博士後期課程における教育研究上の目的は、次のとおりとする。 看護学専攻 看護学の専門領域に関する教育・研究を自立して行い、多元的・多角的視点から、地域や社会の保健医療福祉のニーズに対応し、看護学を発展・牽引する高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。 (修業年限及び在学期間) 第7条 工学研究科博士前期課程_____の標準	ア 同左 <u>(削る。)</u> <u>(削る。)</u> <u>イ 電気電子工学</u> ウ 同左 エ 同左 <u>(情報工学研究科博士後期課程における専攻の目的)</u> <u>第6条の2 情報工学研究科博士後期課程における専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</u> <u>情報工学専攻</u> <u>急激に変化し多様化する地域や国際社会が直面する諸問題に対して課題設定ができ、その解決策の立案と遂行能力を有する人材を養成するとともに、データサイエンス、情報システム工学及び知能ロボット工学の学問分野の先端的な教育研究を行い、各専門領域の高い学識を身につけ、情報工学の発展及び社会の持続的発展に貢献できる人材を養成すること。</u> <u>第6条の3</u> 同左 (修業年限及び在学期間) 第7条 工学研究科博士前期課程<u>及び情報工学研究科博士前期課程</u>の標準	・知能ロボット工学分野及び電子・情報工学分野の廃止 ・電気電子工学分野の設置 ・繰上げの規定整備 情報工学研究科博士後期課程の専攻の目的規定を追加 (R6.10事前相談で記載した養成する人材像) 条の繰下げの規定整備
---	---	--

修業年限は、2年とし、在学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。 2 看護学研究科博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、在学期間は、4年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。 3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とし、在学期間は、5年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。 (長期にわたる教育課程の履修) 第7条の2 学長は、看護学研究科の学生が職業を有している等の事情により、前条第2項及び第3項に規定する標準年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、看護学研究科委員会の議を経て許可することができる。 2 長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。 (教職員組織) 第8条 本大学院の教職員は、富山県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員をもって充てる。 2 工学研究科に工学研究科長を置く。 <u>(新設)</u> <u>3</u> 看護学研究科に看護学研究科長を置く。 <u>4</u> 工学研究科長_____及び看護学研究科長は、所掌する研究科に関する校務をつかさどる。 (研究科委員会) 第9条 本学の研究科に、富山県立大学大学院工学研究科委員会_____	修業年限は、2年とし、在学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。 2 同左 3 同左 第7条の2 同左 (教職員組織) 第8条 同左 2 同左 <u>3 情報工学研究科に情報工学研究科長を置く。</u> <u>4</u> 同左 <u>5</u> 工学研究科長、<u>情報工学研究科長</u>及び看護学研究科長は、所掌する研究科に関する校務をつかさどる。 (研究科委員会) 第9条 本学の研究科に、富山県立大学大学院工学研究科委員会、<u>情報工学</u>	情報工学研究科を追加 情報工学研究科長を追加 項の繰下げの規定整備 項の繰下げの規定整備及び 情報工学研究科長の追加
--	--	---

_____及び看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」と総称する。）を置く。 2 研究科委員会は、当該研究科長及び当該研究科を担当する本学の専任の教授をもって組織するものとする。 3 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を各研究科委員会の組織に、当該研究科を担当する本学の専任の准教授及び講師を当該研究科委員会の組織にそれぞれ加えることができる。 4 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。 (2) 学位の授与に関すること。 (3) 前2号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。 5 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 6 研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。 （入学資格） 第10条 博士前期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者 (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教	<u>研究科委員会</u>及び看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」と総称する。）を置く。 2 同左 3 同左 4 同左 (1) 同左 (2) 同左 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの 5 同左 6 同左 第10条 同左	情報工学研究科委員会を追加 規定整備 同上
---	---	---

育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者 (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (7) 文部科学大臣の指定した者 (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、学長が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者 (9) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、学長が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者 (11) その他に、学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者		
--	--	--

2 博士後期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者 (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者 (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 (7) 文部科学大臣の指定した者 (8) その他に、学長が修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者		
---	--	--

(他の大学の大学院等における研究指導) 第11条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、本大学院の学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。 (特別研究学生) 第12条 他の大学院の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき特別研究学生として学長が入学を許可することができる。 ただし、博士前期課程の学生について入学を許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。 2 特別研究学生の授業料、入学料及び入学考査料の額は、理事長が別に定める。 3 その他特別研究学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。 (授業科目) 第13条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとし、各授業科目の授業時間数、履修方法等は、学長が別に定める。 2 本大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 (教育方法の特例) 第13条の2 次の研究科又は専攻においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがで	第11条 同左 第12条 同左 第13条 同左 第13条の2 同左	
--	---	--

きる。

看護学研究科看護学専攻

(試験)

第14条 試験は年2回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

- 2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。
- 3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。
- 4 試験の成績は、次表のとおりとする。なお、同表中の左欄に掲げる不可は、不合格とする。

成績	基準	点数
優	到達目標を優秀な水準で達成できている	100点以下80点以上
良	到達目標を良好な水準で達成できている	80点未満70点以上
可	到達目標を最低限の水準で達成できている	70点未満60点以上
不可	到達目標を達成できていない	60点未満

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、別に学長が定める範囲内で修了の要件となる単位として認めることができる。
 - 3 前2項の規定は、第18条第1項の規定により留学する場合に準用する。
- (入学前既修得単位の認定)

第14条 同左

第15条 同左

第16条 学長は、学生が本大学院に入学する前に本大学院の博士前期課程において履修した授業科目について修得した単位（第23条において準用する本学学則第62条第2項の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、博士前期課程に入学した後の博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定により修得したものとみなす単位については、10単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。 （工学部学生による授業科目の受講） 第17条 本学学則第39条第1項の規定により本学工学部生が受講できる博士前期課程の授業科目は、工学研究科長が指定する。 2 前項の規定により指定した授業科目のうち本学工学部生が修得した単位は、博士前期課程に入学した後、4単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。 （留学） 第18条 外国の大学の大学院又はこれに相当する教育機関で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。 2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条に定める修業年限及び在学期間に含めることができる。 （工学研究科博士前期課程修了の要件） 第19条 工学研究科博士前期課程を修了するためには、2年以上在学して当該期間中に32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年	第16条 同左 第17条 同左 第18条 同左 第19条 同左	
---	---	--

該期間中に14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に3年（工学研究科博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては2年、<u>前条第1項ただし書</u>の規定により修了した者にあつては当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項第2号から第4号までに該当する者が、工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。 3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。 <u>(新設)</u>	該期間中に14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に3年（工学研究科博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては2年、<u>第19条第1項ただし書</u>の規定により修了した者にあつては当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。 2 同左 3 同左 <u>(情報工学研究科博士後期課程修了の要件)</u> <u>第20条の2 情報工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に3年（情報工学研究科博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては2年、第19条の2第1項ただし書の規定により修了した者にあつては当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。</u>	条ずれの規定整備 情報工学研究科博士後期課程の修了要件を追加
---	---	--

(看護学研究科博士後期課程修了の要件) <u>第20条の2</u> 看護学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。 2 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。 (学位の授与) 第21条 学長は、工学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（工学）の学位を授与する。 <u>(新設)</u> <u>2</u> 学長は、看護学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（看護学）の学位を授与する。 <u>3</u> 学長は、工学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（工学）の学位を授与する。	<u>2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項第2号から第4号までに該当する者が、情報工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。</u> <u>3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その可否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。</u> <u>第20条の3</u> 同左 (学位の授与) 第21条 同左 <u>2 学長は、情報工学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（情報工学）又は修士（工学）の学位を授与する。</u> <u>3</u> 同左 <u>4</u> 同左	条の繰下げの規定整備 情報工学研究科博士前期課程の学位を追加 項の繰下げの規定整備 同上
---	--	---

(新設) 4 学長は、看護学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（看護学）の学位を授与する。 5 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。 （学位論文審査料） 第22条 学位論文審査料は、博士の学位申請書を提出するときに納付しなければならない。 （富山県立大学学則の準用） 第23条 本学学則第2章（第17条に限る。）、第3章、第4章（第22条及び第26条第2号を除く。）、第5章（第31条から第34条までに限る。）、第6章（第43条を除く。）、第8章、第10章、第11章及び第12章の規定は、本大学院に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。	5 学長は、情報工学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（情報工学）又は博士（工学）の学位を授与する。 6 同左 7 同左 第22条 同左 （富山県立大学学則の準用） 第23条 同左	情報工学研究科博士後期課程の学位を追加 項の繰下げの規定整備 同上																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>規 定</th><th>読 み 替 え ら れ る 字 句</th><th>読 み 替 え る 字 句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条、第28条、第42条第1項、第61条第1項、第62第1項、第63条、第64条第1項、第65条第1項、第66条第1項、第69条第1項及び第70条第1項</td><td>本学</td><td>本大学院</td></tr> <tr> <td>第26条</td><td>本学の工学部</td><td>本大学院の工学研</td></tr> </tbody> </table>	規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句	第17条、第28条、第42条第1項、第61条第1項、第62第1項、第63条、第64条第1項、第65条第1項、第66条第1項、第69条第1項及び第70条第1項	本学	本大学院	第26条	本学の工学部	本大学院の工学研	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規 定</th><th>読 み 替 え ら れ る 字 句</th><th>読 み 替 え る 字 句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同左</td><td>同左</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>同左</td><td>同左</td><td>同左</td></tr> </tbody> </table>	規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句	同左	同左	同左	同左	同左	同左	（参考）大学学則 第17条 委員会等の設置 第22条 入学資格 第26条 編入学 第2号 短大、高専等卒業生 第27条 再入学 第28条 転入学 第31条 履修科目申請 第3項 他専攻の履修 第40条 休学 第41条 他への転学 第42条第1項 転学科 第61条第1項 研究生 第62条第1項 科目等履修生 第63条 特別聴講学生 第64条第1項 研修員受入 第65条第1項 県民開放授業受講生受入
規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句																		
第17条、第28条、第42条第1項、第61条第1項、第62第1項、第63条、第64条第1項、第65条第1項、第66条第1項、第69条第1項及び第70条第1項	本学	本大学院																		
第26条	本学の工学部	本大学院の工学研																		
規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句																		
同左	同左	同左																		
同左	同左	同左																		

		究科				第66条第1項 外国人留学生受入 第69条第1項 懲戒 第70条第1項 受託共同研究 同名の専攻が複数存在することによる規定整備 研究科をまたぐ他専攻の履修の手続を規定
第26条第1号	大学	大学院	同左	同左	同左	
第27条	同一学部同一学科	同一専攻	同左	同左	同一研究科同一専攻	
第27条及び第28条	当該学部教授会	当該研究科委員会	同左	同左	同左	
第28条	大学又は短期大学 (以下「他大学等」という。)	大学の大学院	同左	同左	同左	
第31条第1項	所属学部長	所属研究科長	同左	同左	同左	
第31条第3項	他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科	他の専攻	同左	同左	他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所属研究科長を経て当該研究科長の許可を、他の専攻	
	所属学部長の	所属研究科長の		同左	同左	
第40条第3項	4年	富山県立大学大学院学則第7条に規定する標準修業年限	同左	同左	同左	

第40条第5項	第6条第2項に規定する在学年限及び第47条	富山県立大学大学院学則第7条に規定する在学期間及び第19条第1項、第19条の2第1項並びに第20条第1項及び第2項	同左	同左	富山県立大学大学院学則第7条に規定する在学期間並びに第19条第1項、第19条の2第1項、第19条の3第1項、第20条第1項及び第2項、第20条の2第1項及び第2項並びに第20条の3第1項	情報工学研究科及び看護学研究科博士後期課程にも読替規定を適用 (休学期間は在学期間不算入) 情報工学研究科にも読替規定を適用(転専攻) 同上 規定整備
第41条及び第63条	他大学等	他の大学の大学院	同左	同左	同左	
第42条第1項	工学部又は情報工学部	工学研究科	同左	同左	工学研究科又は情報工学研究科	
第42条第1項	転学科(当該学生が所属する学部以外への転学科も含む。ただし、工学部又は情報工学部の学科に限る。)	転専攻	同左	転学科(当該学生が所属する学部以外への転学科も含む。ただし、工学部又は情報工学部の学科に限る。)	転専攻(当該学生が所属する研究科以外への転専攻も含む。ただし、工学研究科又は情報工学研究科の専攻に限る。)	

第42条第 2 項	転学科	転専攻	同左	同左	同左	規定整備（在学期間の上限を超えた者の除籍を博士後期課程にも適用）
第46条第 1 号	第 6 条第 2 項に定める在学年限	富山県立大学大学院学則第 7 条第 1 項又は第 2 項に定める在学期間	同左	同左	富山県立大学大学院学則第 7 条_____に定める在学期間	
第52条第 1 項	授業料、入学料、入学考査料、特別聴講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）	授業料、入学料、入学考査料、特別聴講料、研修料、県民開放授業受講料及び学位論文審査料（以下「授業料等」という。）	同左	同左	同左	
第61条第 2 項	大学を卒業した者	大学院を修了した者	同左	同左	同左	
第65条第 2 項	高等学校若しくは中等教育学校	大学	同左	同左	同左	
（委任） 第24条 この学則（前条において準用する本学学則第 8 章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、学長が定める。 <u>（新設）</u>			第24条 同左 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u>			

別表（第13条関係） 授業科目 <u>（新設）</u> （1）機械システム工学専攻	<table><tr><th>課程</th><th>部門</th><th>授業科目</th><th>単位数</th></tr><tr><td rowspan="8">博士前期課程</td><td rowspan="2">教養</td><td>高度実践英語</td><td>2</td></tr><tr><td>科学技術論</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="5">MOT</td><td colspan="2"><u>（新設）</u></td><td></td></tr><tr><td>技術経営論Ⅰ</td><td>2</td></tr><tr><td>地域産業論</td><td>2</td></tr><tr><td>技術経営論Ⅱ</td><td>2</td></tr><tr><td>創造性開発研究</td><td>2</td></tr><tr><td>熱流体工学</td><td>数理科学</td><td>2</td></tr></table>			課程	部門	授業科目	単位数	博士前期課程	教養	高度実践英語	2	科学技術論	2	MOT	<u>（新設）</u>			技術経営論Ⅰ	2	地域産業論	2	技術経営論Ⅱ	2	創造性開発研究	2	熱流体工学	数理科学	2		
	課程	部門	授業科目	単位数																										
博士前期課程	教養	高度実践英語	2																											
		科学技術論	2																											
	MOT	<u>（新設）</u>																												
		技術経営論Ⅰ	2																											
		地域産業論	2																											
		技術経営論Ⅱ	2																											
		創造性開発研究	2																											
	熱流体工学	数理科学	2																											
<table><tr><th>課程</th><th>部門</th><th>授業科目</th><th>単位数</th></tr><tr><td rowspan="8">同左</td><td rowspan="2">同左</td><td>同左</td><td>同左</td></tr><tr><td>同左</td><td>同左</td></tr><tr><td rowspan="5">同左</td><td>技術経営概論</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2"><u>（削る。）</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"><u>（削る。）</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"><u>（削る。）</u></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"><u>（削る。）</u></td><td></td></tr><tr><td>同左</td><td>同左</td><td>同左</td></tr></table>			課程	部門	授業科目	単位数	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	技術経営概論	2	<u>（削る。）</u>			<u>（削る。）</u>			<u>（削る。）</u>			<u>（削る。）</u>			同左	同左	同左
課程	部門	授業科目	単位数																											
同左	同左	同左	同左																											
		同左	同左																											
	同左	技術経営概論	2																											
		<u>（削る。）</u>																												
		<u>（削る。）</u>																												
		<u>（削る。）</u>																												
		<u>（削る。）</u>																												
	同左	同左	同左																											

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u>	施行期日、在学生の経過措置を規定
2 工学研究科の知能ロボット工学専攻、電子・情報工学専攻及び総合工学専攻（知能ロボット工学分野及び電子・情報工学分野に限る。）は、この規程による改正後の学則第4条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。	
3 施行日の前日に在学していた者で施行日以後も引き続いて在学するものに係る専攻、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、修了要件及び単位の修得等により得られる資格は、この規程による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。	

別表（第13条関係） 授業科目 1 工学研究科 （1）同左	研究科ごとの項目立ての規定整備
	カリキュラム改訂 （MOT科目数の減）

		エネルギー移動・変換工学特論	2			同左	同左	知能ロボット工学専攻廃止のためカリキュラム削除
		熱流体力学特論	2			同左	同左	
		熱工学特論	2			同左	同左	
	固体力学・設計生産工学	CAD/CAM特論	2		同左	同左	同左	
		固体力学特論	2			同左	同左	
		設計生産工学特論	2			同左	同左	
	材料設計加工学	高分子・複合材料学	2		同左	同左	同左	
		金属構造材料学	2			同左	同左	
	専門基礎	熱流体工学基礎	2		同左	同左	同左	
		固体力学・設計生産工学基礎	2			同左	同左	
		材料設計加工学基礎	2			同左	同左	
	演習・研究	機械システム工学特別演習Ⅰ	2		同左	同左	同左	
		機械システム工学特別演習Ⅱ	2			同左	同左	
		機械システム工学特別研究	8			同左	同左	
(2) 知能ロボット工学専攻				(削る。)				
課程	部門	授業科目	単位数					
博士前期課程	教養	高度実践英語	2					
		科学技術論	2					
	MOT	技術経営論Ⅰ	2					
		地域産業論	2					
		技術経営論Ⅱ	2					
		創造性開発研究	2					
	機能ロボティ	ロボット運動制御	2					

	<u>クス</u>	<u>マイクロセンサ工学</u>	<u>2</u>
		<u>マイクロロボティクス</u>	<u>2</u>
	<u>知的インタフェース工学</u>	<u>認知情報科学</u>	<u>2</u>
		<u>聴覚情報処理</u>	<u>2</u>
		<u>パターン認識システム</u>	<u>2</u>
		<u>生体電磁環境工学</u>	<u>2</u>
		<u>計算論的神経科学</u>	<u>2</u>
		<u>応用統計学</u>	<u>2</u>
		<u>知的センシング工学</u>	<u>データ解析論</u>
	<u>先端材料加工学</u>		<u>2</u>
	<u>工業計量学</u>		<u>2</u>
	<u>光センシング法</u>		<u>2</u>
	<u>知能情報システム工学</u>	<u>知能情報工学</u>	<u>2</u>
		<u>ヒューマンロボットシステム</u>	<u>2</u>
		<u>知的学習システム</u>	<u>2</u>
		<u>センサロボット工学</u>	<u>2</u>
	<u>演習・研究</u>	<u>知能ロボット工学特別演習Ⅰ</u>	<u>2</u>
		<u>知能ロボット工学特別演習Ⅱ</u>	<u>2</u>
		<u>知能ロボット工学特別研究</u>	<u>8</u>

(3) 電子・情報工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2

(削る。)

電子・情報工学専攻廃止のためカリキュラム削除

	<u>MOT</u>	<u>技術経営論Ⅰ</u>	<u>2</u>		
		<u>地域産業論</u>	<u>2</u>		
		<u>技術経営論Ⅱ</u>	<u>2</u>		
		<u>創造性開発研究</u>	<u>2</u>		
	<u>専門基礎</u>	<u>情報工学基礎</u>	<u>2</u>		
		<u>電子工学基礎</u>	<u>2</u>		
	<u>情報基盤工学</u>	<u>ビッグデータ数理科学</u>	<u>2</u>		
		<u>I o T ・ コンテキスト理解</u>	<u>2</u>		
	<u>電子デバイス工学</u>	<u>集積回路特論</u>	<u>2</u>		
		<u>パワーデバイス工学</u>	<u>2</u>		
		<u>薄膜電子デバイス工学</u>	<u>2</u>		
		<u>機能材料物性特論</u>	<u>2</u>		
		<u>量子マテリアル工学</u>	<u>2</u>		
	<u>電子通信システム工学</u>	<u>電波工学特論</u>	<u>2</u>		
		<u>システム制御論</u>	<u>2</u>		
		<u>光計測工学</u>	<u>2</u>		
		<u>情報メディア通信工学</u>	<u>2</u>		
	<u>情報応用工学</u>	<u>人間情報工学</u>	<u>2</u>		
		<u>システム開発工学</u>	<u>2</u>		
		<u>システムモデリング</u>	<u>2</u>		
	<u>演習・研究</u>	<u>電子・情報工学特別演習Ⅰ</u>	<u>2</u>		
		<u>電子・情報工学特別演習Ⅱ</u>	<u>2</u>		
		<u>電子・情報工学特別研究</u>	<u>8</u>		

(新設)

(2) 電気電子工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	MOT	技術経営概論	2
	専門基礎	電子デバイス工学基礎	2
		光・電波・システム工学基礎	2
		電子工学データ処理・解析基礎	2
	電子デバイス工学	集積回路特論	2
		パワーデバイス工学	2
		ナノマテリアルデバイス特論	2
		機能材料物性特論	2
		量子マテリアル工学	2
	電子通信システム工学	電波工学特論	2
		システム制御論	2
		光計測工学	2
		通信工学特論	2
	演習・研究	電気電子工学特別演習Ⅰ	2
		電気電子工学特別演習Ⅱ	2
		電気電子工学特別研究	8

電気電子工学専攻設置のためカリキュラム追加

(4) 環境・社会基盤工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
前期博士	教養	高度実践英語	2

(3) 同左

号の繰上げの規定整備

		科学技術論	2	同 左	課程	部門	授業科目		単位数	カリキュラム改訂 (MOT科目数の減)
	MOT	(新設)			同左	同左	同左	同左		
		技術経営論Ⅰ	2			同左	同左			
		地域産業論	2		同左	技術経営概論	2			
		技術経営論Ⅱ	2			(削る。)				
		創造性開発研究	2			(削る。)				
	環境工学	環境モデリング	2			(削る。)				
		土壌水圏科学	2			(削る。)				
		大気物理化学	2		同左	同左	同左			
		環境リスク管理工学	2			同左	同左			
		環境応用生態学	2			同左	同左			
		大気環境学	2			同左	同左			
		廃棄物資源学	2			同左	同左			
		物質循環解析学	2			同左	同左			
		環境技術システム論	2			同左	同左			
	社会基盤工学	水資源システム論	2			同左	同左			
		環境エネルギーシステム学	2			同左	同左			
		環境政策学	2		同左	同左	同左			
		応用土質工学	2			同左	同左			
		応用コンクリート工学	2			同左	同左			
		環境計画論	2			同左	同左			
		流域保全学	2			同左	同左			
		土木事業施工論	2			同左	同左			
		建設マネジメント論	2			同左	同左			

		応用河海工学	2
	専攻共通	インターンシップ	2
	演習・研究	環境・社会基盤工学特別演習Ⅰ	2
		環境・社会基盤工学特別演習Ⅱ	2
		環境・社会基盤工学特別研究	8

(5) 生物・医薬品工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数	
博士前期課程	教養	高度実践英語	2	
		科学技術論	2	
	MOT	(新設)		
		技術経営論Ⅰ	2	
		地域産業論	2	
		技術経営論Ⅱ	2	
		創造性開発研究	2	
	酵素化学工学	酵素化学工学	2	
	応用生物プロセス学	応用生物プロセス学	2	
	微生物工学	微生物工学	2	
	生物有機化学	生物有機化学	2	
	機能性食品工学	機能性食品工学	2	

		同左	同左
		同左	同左
		同左	同左
	同左	同左	同左
	同左	同左	同左
		同左	同左
同左		同左	

(4) 同左

課程	部門	授業科目	単位数
同左	同左	同左	同左
		同左	同左
	同左	技術経営概論	2
		(削る。)	
		(削る。)	
		(削る。)	
		(削る。)	
	同左	同左	同左
	同左	同左	同左
	同左	同左	同左
	同左	同左	同左

号の繰上げの規定整備

カリキュラム改訂
(MOT科目数の減)

	植物機能工学	植物機能工学	2
	応用生物 情報学	応用生物情報学	2
	製薬化学工学	製薬化学工学 1	2
		製薬化学工学 2	2
	バイオ医薬品 工学	バイオ医薬品工学 1	2
		バイオ医薬品工学 2	2
	演習・研究	生物・医薬品工学特別演習Ⅰ	2
		生物・医薬品工学特別演習Ⅱ	2
		生物・医薬品工学特別研究	8

(6) 総合工学専攻

(新設)

(新設)

(5) 同左

2 情報工学研究科

(1) データサイエンス専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	システム数理工学	情報数理工学	2
		最適化モデリング	2
		形式手法	2
		シミュレーション・モデリング	2

号の繰上げの規定整備

研究科ごとの項目立ての規定整備

情報工学研究科の各専攻の
カリキュラムを追加

(新設)

		上級統計分析	2
		応用数学	2
	知能情報学	アルゴリズム特論	2
		先端機械学習	2
		データビジュアライゼーション	2
		医用画像特論	2
	演習・研究	データサイエンス特別演習Ⅰ	2
		データサイエンス特別演習Ⅱ	2
		データサイエンス特別研究	8

(2) 情報システム工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士前期課程	教養	高度実践英語	2
		科学技術論	2
	基礎情報学	UIデザイン	2
		3次元メディア表現	2
		IoT特論	2
		システム開発工学	2
		計算機構成論	2
		動的システムのデザイン	2
	応用情報学	テレイグジスタンス学	2
		インタラクティブシステム論	2
		地域メタバース論	2
		身体性認知科学特論	2

情報工学研究科の各専攻の
カリキュラムを追加

(新設)			量子コンピュータ特論	2
	演習・研究		電子・情報工学特別演習Ⅰ	2
			電子・情報工学特別演習Ⅱ	2
			電子・情報工学特別研究	8
	(3) 知能ロボット工学専攻			
	課程	部門	授業科目	単位数
	博士前期課程	教養	高度実践英語	2
			科学技術論	2
		共通	知能ロボット工学特論	2
			知的情報工学特論	2
		機能ロボティクス	アドバンスロボットモーションコントロール	2
			ネットワークロボティクス	2
		知的インタフェース工学	音響情報処理	2
			認知情報科学	2
		精密工学	知的生産加工学	2
三次元応用計測			2	
知的電子デバイス		先端半導体物性	2	
		マイクロセンサ工学	2	
演習・研究		知能ロボット工学特別演習Ⅰ	2	
		知能ロボット工学特別演習Ⅱ	2	
	知能ロボット工学特別研究	8		

情報工学研究科の各専攻のカリキュラムを追加

情報工学研究科の各専攻の
カリキュラムを追加

(新設)

(7)

看護学専攻

(4)

情報工学専攻

課程	部門	授業科目	単位数
博士後期課程	演習・研究	情報工学特別演習	2
		情報工学特別研究	12
	専攻共通	分野横断型特別講義	2

3

看護学研究科

—

看護学専攻

情報工学研究科の各専攻のカリキュラムを追加

研究科ごとの項目立ての規定整備

号番号を削る規定整備

富山県立大学大学院研究科委員会規程（案）

平成27年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、富山県立大学大学院学則第9条に規定する各研究科の研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 富山県立大学大学院各研究科委員会（以下「委員会」という。）は、当該研究科長並びに当該研究科を担当する富山県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

2 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を委員会に加えることができる。

3 事務局長又は富山キャンパス事務部長は、委員会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 委員会には、第1項及び第2項に規定する者（以下「構成員」という。）のほか、学長又は当該研究科長が委員会の運営上特に必要と認めて指名する者を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

（学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの）

第3条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 教育課程の編成に関すること。

(4) 学生の懲戒に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

（審議事項）

第4条 委員会は前条に規定するもののほか、学長及び当該研究科長（以下この条において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（招集）

第5条 委員会は、当該研究科長がこれを招集する。

2 構成員の3分の1以上の者から要求があったときは、研究科長は、委員会を招集しなければならない。

（議長）

第6条 当該研究科長は、委員会の議長となる。

- 2 当該研究科長に事故があるときは、あらかじめ、当該研究科長の指名を受けた教授がその職務を代行する。

(開会)

第7条 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する事項に係る会議において意見を決定する場合には、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(専門委員会)

第9条 委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を設けることができる。

(職員の出席等)

第10条 議長は、構成員以外の本学の職員を委員会に出席させて審議事項の説明をさせ、又は事務の処理を命ずることができる。

(会議の非公開)

第11条 委員会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第12条 委員会の議事録は、事務職員が作成し、議長及び出席した教授2名がこれを確認のうえ署名し、事務局長が保管する。

第13条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年度入試に係る特例措置)

- 2 第3条第1号に定める事項(学生の入学に関することに限る。)に係る意見の申述については、令和5年度看護学研究科入試に限り、看護学部教授会がこれを代行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、理事会の議決の日から施行する。

(令和8年度入試に係る特例措置)

- 2 第3条第1号に定める事項(学生の入学に関することに限る。)に係る意見の申

述については、令和7年 月 日理事会議決による改正後の富山県立大学大学院学則の規定に基づき実施される令和8年度情報工学研究科入試に限り、情報工学部教授会がこれを代行する。